

第789回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年8月10日(水) 午後2時10分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

- | | | | | | |
|----|--------|----|-------|----|-------|
| 1 | 佐々木 和枝 | 2 | 立崎 京子 | 3 | 月館 啓三 |
| 5 | 一戸 実 | 6 | 門上 牧夫 | 7 | 新堂 政登 |
| 8 | 千葉 準一 | 9 | 中村 均 | 10 | 北澤 邦彦 |
| 11 | 浦田 秀人 | 12 | 種市 廣 | 13 | 宮古 久光 |
| 14 | 古田 武信 | 15 | 赤沼 成人 | 16 | 沼山 英明 |
| 17 | 葛巻 広行 | 19 | 月館 操 | 20 | 駒澤 慎 |

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

- | | | | |
|---|-------|----|-------|
| 4 | 川嶋 敏明 | 18 | 田面木 優 |
|---|-------|----|-------|

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

- 参 与・・・局 長 小島 一人
- 次 長 山本 誠
- 係 長 小比類巻 浩

- 会議書記・・・主 事 熊野 健太

7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
- 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
- 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第4号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第5号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
- 【議案第7号】農地パトロール(利用状況調査)実施要領について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年8月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第789回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名で1名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する定足数には達しておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、4番 川嶋委員でございます。また、推進委員につきましては、5名の出席で、田面木推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様には御多忙のところ、第789回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、新型コロナウイルスにつきましては、またまた「第7波」が猛威を振っており、今月に当市で開催予定でありました上十三地区の委員会大会も三年連続の中止となりました。そのような中で色々と活動いただいておりますが、我々委員においては、先月も申し上げましたが改選まで1年となりました。

また、天候はまだまだ暑い日が続くと予想されており、既に始められていると思われる年金の加入促進運動や、農地パトロールも控え大変ご苦労様でございます。

委員の皆様自身の収穫の秋も控え、何かと忙しい日々となりますが、どうか事故等には十分注意され活動くださるようお願い申し上げます。挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、6番 門上 牧夫 君、14番 古田 武信 君を指名いたします。
参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。
次に会期の決定を行います。
お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長 それでは、2ページをお開き願います。
報告第1号のうち、初めに7月12日から8月10日までに
行いました主な業務についてご報告いたします。7月14日に、
令和4年度農業者年金加入推進特別研修会が青森市で開催され、
事務局より出席しております。
7月21日に、令和4年度第1回上北地域農地中間管理事業
推進連絡会議が十和田市で開催され、事務局より出席して
おります。
7月27日に、令和4年度農業委員会サポートシステム活用
促進研修会が青森市で開催され、事務局より出席して
おります。
8月5日に、第789回総会の議案検討会を開催して
おります。本日、第789回総会を開催して
おります。
次に、7月の事務処理状況についてご報告
いたします。
3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の2、1
35平米でした。3条の3第1項、相続の届出は9件で、19万
7、259平米でした。

転用につきましては、5条の案件が2件の2,927平米でした。

貸借の解約は6件で、19万1,871平米でした。
内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

ここまでの合計は18件で、39万4,192平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が17件で、田、13万1,471平米でした。
農地中間管理事業につきましては、10年設定が1件で、田、5,606平米でした。続きまして、8月11日から9月12日までの主な業務計画についてご説明いたします。

9月7日に、第790回総会の議案検討会を予定しております。
9月12日に、第790回総会を予定しております。

3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字淋代平の田9筆、合計、2万886平米で、貸借契約を解約し、売買をするものです。

4ページをお開き願います。

番号2、字淋代平の田2筆、合計、5,918平米で、貸借契約を解約し、自ら耕作するものです。

番号3、字淋代平の田2筆、合計、5,918平米で、都合により貸借契約を解約するものです。

番号4、6ページまで亘りますが、字淋代平の田24筆、合計、6万3,053平米で、貸借契約を解約し、借人の変更をするものです。

7ページをお開き願います。

番号5、9ページまで亘りますが、字淋代平の田31筆、合計、8万9,724平米で、貸借契約を解約し、離農するものです。

番号6、字淋代平の田2筆、合計、6,372平米で、貸借契約を解約し、借人の変更をするものです。私からの報告は以上でございます。

議長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議

長の許可を受けてから発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長 議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。
事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開き願います。
議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について をご説明します。
利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は1件です。
番号1字淋代平の田9筆、20,866㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は総額6,265,800円、10aあたりで約30万円になります。場所は、住友化学三沢工場から1キロ圏内に点在しております。現地確認につきましては月館委員、川嶋委員、月館推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号農用利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11ページをお開き願います。
議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は5件です。
番号1から番号3字庭構の田3筆、3,881㎡を5年間の賃貸借権設定です。場所は東北ファーム周辺に点在しています。労働力等に問題はありません。

番号4から番号5字園沢の田4筆、合計7,613㎡、を3年の期間で、賃貸借権設定です。場所は、塩釜集会所から1キロ圏内に点在しています。労働力等に問題はありません。

現地確認は月館委員、川嶋委員、月館推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは13ページをお開き願います。

議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1字淋代平の田17筆、字庭構の田1筆、合計18件、総計37,050㎡を10年間の使用貸借権の設定です。場所は、有限会社ループ周辺、淋代屯所周辺、東北ファーム周辺です。

番号2字堀口の田1筆、3,402㎡を10年間の使用貸借権の設定です。場所は、ファミリーマート南山店の周辺です。

現地確認については、月館委員、川嶋委員、月館推進委員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会許可についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは15ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は1件です。

番号1、字淋代平の田2筆、合計6,079㎡を、知人間による売買の申請です。

譲受人は農家の方で、労働力については、申請者を含め2名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。場所は淋代集落から西約400mにあり、周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は月館委員、川嶋委員、月館推進委員、同行のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは16ページをお開きください。

議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回は5条転用、1件の申請であります。議案第5号資料と合わせてご覧ください。譲受人は、三沢市の自衛官の方です。譲渡人は、三沢市字堀口無職の方です。権利区分は、売買による所有権移転となります。対象となる土地は、字堀口の田、1筆の330㎡です。

場所は、JAおいらせより南西へ500mに位置し、都市計画の用途地域に隣接した場所で周辺は住宅が建ち並ぶ地域であ

ります。転用目的は、宅地で自己用住宅の建築であります。自己用住宅は、木造平屋で建築面積は92.74㎡であります。

農地区分は、前面道路に水道、下水道管の2管理設がされ、なおかつ教育施設の三沢小学校、浜三沢保育園がおおむね500mにあることから第3種農地と判断され、原則許可できる場所となります。

事業費は、総額3485万円で、全額銀行からの融資となります。周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内で浸透処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、月館委員・川嶋委員・月館推進委員により、完了しております。以上であります。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長

次に、議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは17ページをお開きください。

議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてをご説明いたします。

今回の非農地判定に関する議案件数は20件です。

番号1について説明します。所在は春日台1丁目、三沢駅から南西250mに位置しており、都市計画の用途地域内にある畑1筆です。面積は1,669㎡で所有者は記載のとおり、昨年9月実施した農地パトロール調査において、生産性が著しく低い農地であって復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地、いわゆる非農地」の判定となりました。

番号2から7、三川目2丁目、三川目保育園から西300mにまとまって位置しており、都市計画の用途地域外にある田6筆です。面積は上から順に5,454㎡、3,906㎡、422㎡、4,282㎡、1,776㎡、1,867㎡で、一帯が森

林と化しており復元が難しいことから非農地の判定となりました。

番号8と9、字小山田、姉沼と三沢基地の間に位置した、都市計画の用途地域外にある田2筆です。面積は4,283、6,606㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、現況が原野となっていることから非農地の判定となりました。

番号10、字水筒、浜三沢の浄化センターから東に約250mで、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は900㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、相当年数が農地として利用されておらず、周辺状況から判断し、非農地の判定となりました。

番号11、字水筒、浜三沢の浄化センターから東に約750mで、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は3,864㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、相当年数において農地として利用されておらず、周辺状況から判断し、非農地の判定となりました。

番号12と13、字中平、JAおいらせ農協本店から東450mにあり、都市計画の用途地域内にある畑2筆です。面積は466、88㎡、昨年8月の農地パトロール調査において、番号12は相当年数が農地として利用されていないこと、番号13は森林の様相を呈していることから非農地の判定となりました。

番号14から17、字山下、浜三沢の浄化センターから東900m、三沢川に沿って一帯として位置しており、都市計画の用途地域外にある田4筆です。面積は3,120、1,122、82、47㎡、現況が原野となっており復元が難しいことから非農地の判定となりました。

番号18、字流平、三川目集落から西450mに位置しており、都市計画の用途地域外にある畑1筆です。面積は2,020㎡、昨年8月の農地パトロール調査において原野となっていることから非農地の判定となりました。

番号19と20、字古間木山、第五中学校から北150mに位置しており、都市計画の用途地域内にある畑2筆です。面積は344、372㎡で、昨年9月の農地パトロール調査において森林の様相を呈しているから非農地の判定となりました。

現地確認については、月館委員、川嶋委員、月館推進委員により、完了しております。

今月の非農地判定した筆数は20筆、面積合計42,690㎡となりました。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案と
おり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号農地パトロール（利用状況調査）実施要領
についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について説明い
たします。今年度も、農地法第30条に基づき、8月～9月を
「農地の利用状況調査期間」としてしています。実施要領における
内容については、少し変更がありますので変更点を重点的に説
明します。

まずは資料1をご覧ください。昨年と同様6班の編成として
います。各班の班長は推進委員の方にお願います。

次に資料2をご覧ください。北部地域は、1班・2班・3班
に担当していただきます。4班・5班に南部地域を担当してい
ただき、6班は市街地及び西部を担当していただきます。各地
域を担当する事務局職員は特に決めておりませんので日程に併
せて対応します。以上、この6班編成で4地域の調査にあたっ
ていただきます。

次に資料3をご覧ください。調査においては、委員の皆様が
実際に図面へ判定結果を書き込んでいただきますが、その図面
の凡例を説明します。

緑色の部分が田で、ピンク色の部分が畑です。斜線の部分に
ついて、新しい区分を追加しました。

これは議案内容の20ページ左側の下、第4条で新しく追加し
た項目に該当します。

従来は、耕作再開が可能と見込まれるA判定、そして耕作再
開が難しいB判定の二つでしたが、新たにA判定を2段階に分
けて記録していただきます。

A判定は新たに緑区分と黄色区分に分けられ、緑区分はトラ
クター等ですぐに再開可能な農地、つまり荒廃具合が軽度な農
地が該当します。黄色区分は重機を併用することで再開可能と
見込まれる農地となり、比較的中度な遊休農地です。

そして従来のB判定は再生利用が困難な農地となり、荒廃度が高い農地や、または周辺環境から見て再生利用が難しいと見込まれる農地が該当します。

また、遊休農地となりうる状況についても一緒に記載していただきます。これは畑に傾斜がある、小さすぎるなど、継続的な耕作が難しいと思われる状況を記載してください。

資料3の色分けについては以上ですが、緑色の田の部分に関しては、農政課が既に調査済であるため、皆様には、薄いピンク色の畑の部分について主に調査していただくことになります。

なお、色が塗ってある農地以外にも、例えば山林・原野を開拓して農地利用していると確認された場合は、その状況を図面に書き込んでください。また、実施要領の中には営農型発電設備の下部農地についても営農状況を調査することとなっていますので調査をお願いします。

これから班ごとに集まっていただき、調査区域及び調査日をそれぞれ調整して、担当職員に伝えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第789回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 6番 門上 敦夫

議事録署名者 14番 古田 武信